

「でももしもの時は心配…」そんな若い世代の保険選びは

おまもり代わりの入院保険。

安心の保険料で、日々の暮らしに安心を。

女性				男性			
満年齢	給付金	通算支払 限度金額	保険料	満年齢	給付金	通算支払 限度金額	保険料
15歳～19歳	100,000円	800,000円	1,420円	15歳～19歳	100,000円	800,000円	1,460円
20歳～24歳	100,000円	800,000円	1,700円	20歳～24歳	100,000円	800,000円	1,540円
25歳～29歳	100,000円	800,000円	2,130円	25歳～29歳	100,000円	800,000円	1,480円
30歳～34歳	100,000円	800,000円	2,410円	30歳～34歳	100,000円	800,000円	1,510円
35歳～39歳	100,000円	800,000円	2,160円	35歳～39歳	100,000円	800,000円	1,590円
40歳～44歳	100,000円	800,000円	1,840円	40歳～44歳	100,000円	800,000円	1,750円
45歳～49歳	100,000円	800,000円	1,920円	45歳～49歳	100,000円	800,000円	1,970円
50歳～54歳	100,000円	800,000円	2,070円	50歳～54歳	100,000円	800,000円	2,390円
55歳～59歳	100,000円	800,000円	2,380円	55歳～59歳	100,000円	800,000円	2,960円
60歳～64歳	100,000円	800,000円	2,750円	60歳～64歳	100,000円	800,000円	3,680円
65歳～69歳	100,000円	800,000円	3,230円	65歳～69歳	100,000円	800,000円	4,500円
70歳～74歳	50,000円	800,000円	2,500円	70歳～74歳	50,000円	800,000円	3,310円
75歳～79歳	50,000円	800,000円	3,090円	75歳～79歳	50,000円	800,000円	3,970円
80歳～84歳	50,000円	800,000円	3,820円	80歳～84歳	50,000円	800,000円	4,780円
85歳～89歳	50,000円	800,000円	4,740円	85歳～89歳	50,000円	800,000円	5,880円

※保険期間を通じた支払限度は、上記に定める通算支払限度金額までとします。
※通算支払限度金額に到達した場合は、通算支払限度金額に到達した日の翌日に保険契約は消滅します。
※告知書の内容によりましては、保険契約をお引き受け出来ないケースもございます。

30日間以上の入院は、満15歳～満69歳はさらに100,000円、満70歳以上はさらに50,000円となります。

月々の保険料が負担になりにくい、入院保障にしました。
はじめて保険をお考えの方にこそオススメしたい保険です。



少額短期保険について

保険業法の規制対象なので安心です

2006年の保険業法改正で認められた新形態の保険会社です。これまでにない新しいタイプの保険商品が誕生しました。

1年毎の見直しが可能です

保険は1年毎に更新を行うため、その時の生活環境に合わせて上手にご活用ください。

加入しやすいミニ保険

保険料負担を最小限に抑えていますので、一般の生命保険や損害保険に比べて加入しやすい条件になっています。

例 月々1,480円の保険料で1日目～29日間のご入院で10万円が受け取れ、30日以上のご入院でさらに10万円が受け取れます
(男性25～29歳の場合)

若い世代にやさしい保険を目指しました

未永く続けていただきたいので、毎月の保険料を最小限に抑えています。

お客様の声から生まれた保険です

ご注意下さい

■契約締結時における担当者の役割について

担当者（弊社所属の少額短期保険募集人）は、契約締結の媒介をさせていただきます者であり、契約締結の代理権、告知の受領権を有しません。従いまして、担当者に口頭で告知内容を告げたとしても、告知したことになりません。お申込み頂いたご契約は、弊社がお引き受けすることに決定（承諾）し、第1回保険料が口座振替により払い込まれた月の27日に有効に成立します。

■責任開始時及び保険期間

お申込みいただいたご契約を、弊社がお引受けすることに決定（承諾）した場合は、第1回保険料が口座振替により払い込まれた月の27日（責任開始時）から保険契約上の責任を負います。保険期間は、責任開始時（保険契約が更新された場合は、更新後の保険契約の責任開始時とします。）から起算して1年となります。（保険期間）

■ご契約の更新について

- 更新到来時期は、責任開始時から起算して1年が経過した時点です。更新日において満89歳以下であれば保険契約の更新が可能です。
- 弊社は、この保険契約を更新する場合には、この保険契約の保険期間満了日の2か月前までに、保険料及び保険金額を記載した更新案内書を送付します。
- 弊社が、更新案内書を送付した場合には、保険期間満了日までに保険契約者より保険契約の更新を求めない旨の意思表示がない限り、被保険者の健康状態に関する告知を求めず、保険契約を更新します。
- 弊社は、更新後の保険契約の第1回保険料を受け取った場合、3週間以内に保険契約継続証を交付します。この場合、この保険契約の締結の際に交付された保険証券とこの保険契約継続証をあわせて、新たな保険証券とみなします。

■解約返戻金

本保険商品については、解約返戻金はありません。

入院保障に目的をしぼって、
お手頃な保険料

はじめての入院保険

手頃な保険料で
しっかり
安心をおすすめ

登録番号 近畿財務局長(少額短期保険)第8号
SSIきみどり株式会社
(旧エスエスアイ富士菱株式会社)

「いつ使うか分からないのに保険料が生活費の負担になるのは…」

手頃な保険料で入院に備える、

安心
2

1日入院しただけで

10万円(69歳まで)

または

5万円(70歳以上)の
保障あり

30日間入院の場合は

プラス10万円(69歳まで)
または5万円(70歳以上)の
保障あり

安心
3

医師の診査は不要、

簡単な告知で
OK

安心
1

給付金
のお支払は
5営業日以内

のスピード支払です
※書類に不備があった場合は
お時間を頂くことがあります。

安心
4

満15歳から
満84歳まで

の方がお申込みいただけます

満89歳まで更新
できます

はじめての入院保険

で実感できる4つの安心

「入院日数は短くすんだけど、色々とお金がかかった…」

入院期間がますます短くなっていく令和の医療には
入院初期費用がまかなえる入院一時金タイプの保険が最適。



Q1 保険料はどのくらいかかるの？

満15歳～84歳まで（更新契約は満89歳まで）加入でき、保険料は男性で月々1,460円～5,880円、女性で月々1,420円～4,740円と家計の負担が少ない手頃な保険です。

給付金・支払日数（1回の入院につき）・通算支払限度金額は300,000円です。

◆たとえば、25～29歳の男性の場合。

月々1,480円の保険料で、1日～29日間のご入院で10万円が受け取れ、30日以上のご入院でさらに10万円が受け取れます。

Q2 1入院ってどういうこと？

同一のケガや疾病によって2回以上の入院をした時は、1回の入院とみなします。

※ただし、退院日の翌日から同一のケガまたは疾病によって再入院がない場合、給付金のお支払いをした最終の入院の退院日の翌日から60日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。

Q3 給付の対象外ってどういうこと？

入院一時金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から、60日を経過していない入院は給付金の支払いの対象外となります。

Q4 通算支払限度金額って、どういうこと？

通算してお支払いできる給付金の上限を通算支払限度金額といいます。支払われた給付金が通算支払限度金額を超えまると、残りの保険期間の契約が消滅します。

※契約更新後は、更新日の満年齢に適用される給付金が適用されます。

Q5 持病があって、薬を飲んでいても加入できる？

最近1年以内に医師の診察・検査・治療・投薬を受けられている場合は、保険契約のお引き受けが難しいケースもございます。告知書では、過去1年以内に病気やケガで連続7日以上入院が、同じ病気やケガなどで20回以上の通院治療を受けたかどうかを尋ねています。また、慢性疾患のため、医師から治療をすすめられたり、慢性疾患が治ってから5年以上の場合は、告知書の記入は「いいえ」となります。また、手術を受け、治ってから1年以上の場合も、告知書の記入は「いいえ」となり、該当しません。

※慢性疾患とは、①悪性腫瘍 ②消化器疾患 ③循環器疾患 ④呼吸器疾患 ⑤神経・筋疾患 ⑥腎・尿路疾患 ⑦代謝・内分泌疾患 ⑧精神疾患 ⑨運動器疾患 ⑩血液疾患 ⑪アレルギー性疾患および膠原病 ⑫耳鼻咽喉および眼疾患 ⑬女性器疾患 以上13項目をいいます。

注意 持病の悪化による入院については保障されません。保険加入が承認されても、責任開始日（第一回保険料引落日）より前に発症していた病気や被ったケガを原因とする入院については、その入院が保険期間中であっても給付金をお支払いできません。

重要事項説明書《契約概要》

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願い致します。

契約概要に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「医療保険約款（はじめての入院保険）」に記載しておりますのでご確認ください。

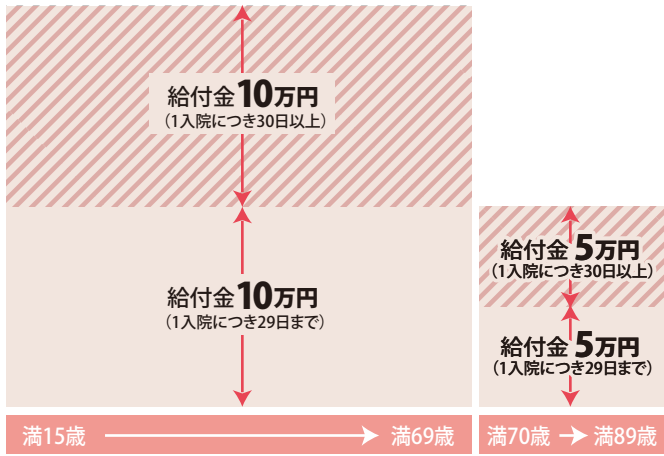
1. 商品の仕組みについて

保険の種類	医療保険
保険商品の名称	はじめての入院保険
保険の特徴	病気やケガによる所定の入院の保障を確保できる商品です。

2. 保険期間について

保険期間は、契約日（責任開始日）から1年間です。契約日における満年齢が15歳から84歳までの方が被保険者（保険の対象となる方）となることができます。更新日の被保険者の満年齢が89歳まで更新ができます。

仕組図



※給付金の詳細については、「5. お引受条件について」をご確認ください。

※保険料の詳細については、「6. 保険料について」をご確認ください。※この保険は更新時の満年齢に応じて保険料の見直しがあります。

3. 付加できる特約について

お申込みいただくご契約は、付加できる特約がないタイプの保険です。

4. 保障の内容について

給付金をお支払する場合（お支払事由）

被保険者が、責任開始日以降に被った「傷害（ケガ）」や発病した「疾病（病気）」を直接の原因として、保険期間中に医師による治療を目的として入院をした場合に、給付金をお支払します。

- お支払する給付金は、被保険者の契約日（更新後のご契約においては更新日）の満年齢別に区分された「給付金」および「通算支払限度額」に応じてお支払します。
- 給付金のお支払限度額は、1入院につき、入院1日目および入院30日目にそれぞれお支払します。また、保険期間を通じたお支払額は、保険証券に記載された通算支払限度金額を限度とします。
- 通算支払限度金額に到達した場合には、到達した日の翌日にご契約は消滅します。

給付金をお支払できない場合（給付に際しての制限事項）

- 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によってお支払事由が発生したとき。
- 被保険者の精神障害、または泥酔の状態を原因とする事故によってお支払事由が発生したとき。
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によってお支払事由が発生したとき。

- 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によってお支払事由が発生したとき。
- 被保険者の薬物依存によってお支払事由が発生したとき。
- 原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰痛で他覚症状のないものによってお支払事由が発生したとき。
- 地震、噴火または津波によってお支払事由が発生したとき。
- 戦争その他の変乱によってお支払事由が発生したとき。

5. お引き受け条件について

満年齢別に区分されたお引き受け条件は、次のとおりです。

ご契約例		
満年齢	給付金	通算支払限度金額
15歳～69歳	100,000円	800,000円
70歳～89歳	50,000円	800,000円

- 入院1日目と入院30日目に給付金をお支払します。
- お引受できる口数は、被保険者1名につき1口です。
- お申込は、満84歳までです。満85歳以上は、更新のみのお引受を致します。
- 保険期間中において、この保険の収支状況が予定したものよりも著しく悪化した場合には、当社が定めるところにより、給付金の削減をすることがあります。

6. 保険料について

女性	男性
責任開始日（更新日）の満年齢	責任開始日（更新日）の満年齢
15歳～19歳	15歳～19歳
20歳～24歳	20歳～24歳
25歳～29歳	25歳～29歳
30歳～34歳	30歳～34歳
35歳～39歳	35歳～39歳
40歳～44歳	40歳～44歳
45歳～49歳	45歳～49歳
50歳～54歳	50歳～54歳
55歳～59歳	55歳～59歳
60歳～64歳	60歳～64歳
65歳～69歳	65歳～69歳
70歳～74歳	70歳～74歳
75歳～79歳	75歳～79歳
80歳～84歳	80歳～84歳
85歳～89歳	85歳～89歳

※保険料の割増・割引は、ありません。※保険期間中において、この保険の収支状況が予定したものよりも著しく悪化した場合には、当社の定めるところにより、保険料の増額をすることがあります。

7. 保険料のお支払について

保険料のお支払は、月払です。保険料のお支払経路は、口座振替です。保険料のお支払期間は、1年間です。

8. 配当金について

お申込みいただくご契約は、配当金がないタイプの保険です。

9. 解約返戻金について

お申込みいただくご契約は、解約返戻金がないタイプの保険です。

重要事項説明書《注意喚起情報》

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込に際して、特にご注意くださいいただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みくださよう願致します。

この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「医療保険約款（はじめての入院保険）」に記載していますのでご確認ください。

1. クーリング・オフについて

お申込みいただくご契約は、クーリング・オフの対象とならないタイプの保険です。

2. 告知義務等の内容について

- ご契約にあたっては、お客様には健康状態等について告知をしていただく義務があります。この保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方が無条件にご契約されまると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）・現在の健康状態について「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）してください。
- 告知受領権は、当社（当社所定の書面「告知書」）が有しています。少額短期保険募集人には告知受領権がありませんから、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
- 当社の確認担当職員が、ご契約のお申込後または給付金等のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。
- 当社では、ご契約者間の公平性を保つため、被保険者のおからだの状態すなわち給付金のお支払が発生するリスクに応じたお引受対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によっては、お引受することがあります。
- 傷病歴・通院事実を告知された場合には、追加の詳しい告知が必要となる場合があります。
- ご契約のお引き受けについて、告知の内容や追加の詳しい告知の結果から、以下のいずれかの決定とさせていただきます。

1.	ご契約をお引受させていただく
2.	持病の悪化は保証しないという条件付きで、ご契約をお引受させていただく
3.	今回のご契約は、お断りさせていただきます

- 告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりした場合には、責任開始日から2年以内であれば、当社は、「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。また、責任開始日から2年を経過していても、お支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ご契約を解除した場合は、お支払事由が発生していても、給付金をお支払することはできません。また、給付金をお支払していた場合には、その返還を請求いたします。（ただし、「給付金のお支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によって、給付金をお支払することがあります。）
- ※なお、上記のご契約を解除させていただく場合以外にも、ご契約の締結状況等により、給付金をお支払できないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治療が困難な疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、給付金をお支払できないことがあります。この場合には、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなる場合があります。また、すでにお払いいただいた保険料はご返金いたしません。

5. 保険料の払込猶予期間、ご契約の失効等について

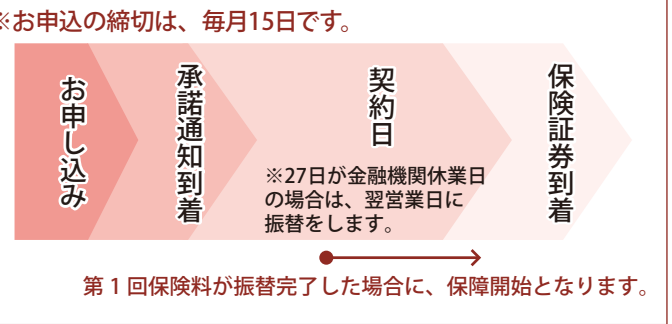
- 保険料は、払込期月（保険料をお払込いただいた月）内にお払込ください。
- 払込期月内にお払込の都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。払込期月内にお払込がなかった場合には、翌月の振替日に払込期月の過ぎた1ヶ月分と合わせて2ヶ月分の保険料の口座振替を行います。
- 翌月の振替日に2ヶ月分の振替ができなかった場合には、払込猶予期間中に払込期月の過ぎた保険料を当社指定の口座にお払込ください。
- 払込猶予期間中にお払込がないとご契約は失効します。

3. 契約日（責任開始日）について

- お申込みいただいたご契約が当社が承諾した場合には、口座振替による第1回保険料のお払込が当社の定めた日（毎月27日）に完了した時から、当社はご契約上の責任を負います。但し、当社の定めた日が提携金融機関の休業日に該当する月の場合は、翌営業日に振替することとし、お払込があった保険料は、当社の定め

- た日にお払込があったものとみなします。
- 第1回保険料が口座振替できなかった場合には、ご契約は成立しなかったこととします。

ご契約までのスケジュールについて



4. 給付金をお支払できない場合について

- お支払事由非該当 被保険者が、責任開始日以前から被っていた「傷害（ケガ）」や発病していた「疾病（病気）」を直接の原因として、保険期間中に医師による治療を目的として入院したとしても、お支払事由に該当しませんので、給付金をお支払することはできません。 ※治療を伴わない人間ドック、健康診断目的の入院の場合は、医師による治療を目的とした入院ではなく、お支払事由に該当しませんので、保険期間中であっても、給付金をお支払することはできません。
- 免責事由該当 お支払事由に該当する場合であっても、被保険者の薬物依存、泥酔、犯罪行為、精神障害等、約款に定める免責事由に該当する場合には、給付金をお支払することはできません。
- 告知義務違反による解除 告知していただいた内容が事実と相違していた場合には、告知義務違反により、ご契約を解除することがあります。この場合、お支払事由が発生しても、給付金をお支払することはできません。
- 重大事由による解除 「給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき」などの重大事由で、ご契約が解除となった場合、また、ご契約の締結に際し、詐欺行為・給付金の不法取得目的の行為があり、ご契約が取消・無効となった場合には、お支払事由が発生しても給付金をお支払することはできません。
- ご契約の失効 保険料のお払込がなかったことにより、ご契約が効力を失っている場合は、お支払事由が発生しても給付金をお支払することはできません。
- 所定の支払日数および通算支払限度金額の超過 所定の支払日数や通算支払限度金額を超えて、給付金をお支払することはできません。
- 保険業法施行令第211条の5第4号関係 保険期間中において、この保険の収支状況が予定したものよりも著しく悪化した場合には、当社の定めるところにより、給付金を減額することがあります。 また、想定外の事象発生により、一時に給付金のお支払事由が集中して発生し、給付金のお支払のための財源が不足した場合には、当社の定めるところにより、給付金を削減してお支払することがあります。

9. 特に法令等で注意喚起することとされている事項について

- お申込みいただくご契約は、お客様から保険期間の満了の日までに更新しない旨のお申出がない限り更新される自動更新タイプの保険です。
- 更新時には、被保険者の年齢により、給付金は今より下がる場合があります。
- この保険商品が不採算となり、更新契約のお引受が困難になった場合には、当社の定めるところにより、そのご契約の更新をお引受しないことがあります。
- 当社は、保険期間が1年以内であって、保険金額が80万円以下の保険のみをお引受する者です。
- 当社が一の被保険者についてお引受する全ての保険の保険金額の合計額は、1,000万円を超えてはならないことになっております。
- 当社が一の保険契約者についてお引受する保険業法施行令第1条の6各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額は、それぞれ当該各号に定める金額に百を乗じて得た金額を超えてはならないことになっております。

- 保険期間中において、この保険の収支状況が予定したものよりも著しく悪化した場合には、保険料を増額することがあります。

6. 保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置がないことおよび法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約に該当しないことについて

少額短期保険業者は、保険契約者保護機構への加入対象とされていませんので、同機構が行う資金援助等の措置は、適用されません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約に該当しません。

7. 手続き実施基本契約の相手方となる指定ADR機関について

この商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人日本少額短期保険協会です。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本少額短期保険協会にご相談いただくこともできます。

一般社団法人日本少額短期保険協会 「少額短期保険相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-12-8 八丁堀 SF 2 階
Tel 0120-82-1144
Fax 03-3297-0755
受付時間／9:00～12:00、13:00～17:00
受付日／月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間除く）

8. お引受する少額短期保険会社の苦情・相談窓口について

この商品は、下記の引受少額短期保険会社がお引受する少額短期保険です。この商品に関するお手続きやご契約に関する苦情・照会につきましては、お客様相談窓口へご連絡ください。

- 引受少額短期保険会社名: SSI きみどり株式会社
- 引受少額短期保険会社本店所在地: 〒570-0028 大阪府守口市本町 2-5-18 守口 CID ビル 7 階
- 登録番号: 近畿財務局長（少額短期保険）第8号
- お客様相談窓口:

TEL 0120-99-8349

受付時間／9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）
ホームページ／ <https://www.ssi-k.com>

機微（センシティブ）情報の取扱について

保健医療などに関する情報（機微（センシティブ）情報）については、保険業法施行規則第53条の10および同法施行規則第234条第1項第17号に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる利用目的が限定されています。これらの情報については、限定されている目的以外で利用いたしません。

お申込にあたっては、以下の内容についても必ずご確認ください

申込書・告知書は、保険契約者・被保険者ご自身で正確にご記入ください。ご契約のお申込み後であっても、傷病歴・通院事実を思い出された場合には、当社のお客様相談窓口にご連絡下さい。

10. その他重要な事項について

- お申込みいただくご契約は、所得控除の対象となる税法上の特典（生命保険扣除）がない保険です。

個人情報の取扱について

お客様の個人情報を、次の目的のために利用し、これらの目的以外に無断で利用することはありません。

情報を収集・利用する目的

ご契約の引受・審査、給付金等の支払、サービスの案内・提供、ご契約の維持・管理、サービスの研究・開発、サービスの向上、その他保険に付随する業務

機微（センシティブ）情報の取扱について

保健医療などに関する情報（機微（センシティブ）情報）については、保険業法施行規則第53条の10および同法施行規則第234条第1項第17号に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる利用目的が限定されています。これらの情報については、限定されている目的以外で利用いたしません。

お申込にあたっては、以下の内容についても必ずご確認ください

申込書・告知書は、保険契約者・被保険者ご自身で正確にご記入ください。ご契約のお申込み後であっても、傷病歴・通院事実を思い出された場合には、当社のお客様相談窓口にご連絡下さい。